

令和5年度第3回鶴岡市介護保険事業計画等策定懇話会（会議概要）

○日時：令和6年2月1日（木）午後1時00分から午後3時00分

○場所：別棟2号館 21～23号会議室

- 次第：
1. 開会
 2. 挨拶 鶴岡市健康福祉部長 佐藤繁義
 3. 報告・協議
 - (1) 第9期介護保険事業計画（案）について（事務局より）
 - (2) 第9期の所得段階ごとの介護保険料について（事務局より）
 - (3) その他
 4. その他
 5. 閉会

○出席委員（敬称略）

長谷川清、高橋健一、屋代高志、福原晶子、清野肇、吉野進、伊藤秀紀、渡会美香、鎌田剛、宮崎佳恵、佐藤瑞紀、上村邦弘、芳賀ゆかり、大川美紀、渡部祐子、中嶋悦、齋藤明美、小林徹

○欠席委員 鈴木千晴、成田英俊、佐藤豊継、清和ふみ子

○市側出席者 健康福祉部長 佐藤繁義、
長寿介護課長 加藤早苗、地域包括ケア推進室長 齋藤芳、福祉課長 佐藤尚子、
羽黒庁舎市民福祉課長 山口えみ、朝日庁舎市民福祉課長 佐藤智井、
温海庁舎市民福祉課長 剣持健志、
長寿介護課主査 伊藤佳奈子、佐藤文子、大川美紀子、同課専門員 成沢あかね、
同課主任 高橋宏知、工藤徳将、加賀安子、
地域包括ケア推進室長補佐 佐藤正、同室調整専門員 伊藤健

○公開・非公開の別 公開

○傍聴者の人数 2名

○報告・質疑・意見交換内容（議長：会長）

1. 開会

2. 挨拶

鶴岡市健康福祉部長 佐藤繁義

3. 報告・協議

- (1) 第9期介護保険事業計画（案）について（事務局より）
（事務局）

全体の構成、地域包括ケアシステム・鶴岡市（高齢者版）、第4章 基本目標Ⅰ、Ⅱについて、資料1、当日追加資料3に基づいて説明。

（議長）

基本目標ⅠとⅡに関して、皆様のご意見をいただきたい。

（委員）

- ・第4章 基本目標Ⅰについて

評価目標3「地域ケア会議を通じて地域課題の解決に係る取組が行われた数」については、前回の計画と比べて随分進んだと思う。一方で、基本施策4に、冬期間の除

雪支援等に係る課題解決のため、「地域住民や民生委員・児童委員、消防、警察等の関係機関等と課題及び課題解決までの方向性を共有し、連携した取組を進めます。」という記載がある。第2学区の福祉会議では、除雪の話題が最も出ているので、ぜひここに「関係部局」を追加して整理していただきたい。

(議長)

今年は積雪が少ないが、それでも地域の高校生等がボランティアで除雪を手伝っているというようなニュースは、時折見ている。この辺の文言の追加はいかがか。

(事務局)

確かに、地域住民の方や民生委員・児童委員、消防など他機関のことだけが記載されているので、「関係部局」を加えさせていただきたい。

(委員)

・第4章 基本目標Ⅰについて

基本施策3 主な取組(1)切れ目のない在宅医療と介護の連携強化という点について、委員の意見をうまく取り入れ、きめ細やかな計画になっていたのも、本当にありがたいと思う。住んでいる地域が中山間地域で、集落が点在しており、その中で医療が届かないところもあり不安に思っている。一緒に介護している、支援している者も相当不安なので、その辺の配慮や支援を包括の方でしていただくために、研修を開催していただければありがたい。丁寧な計画にとっても感謝し、これから期待したいと思っている。

(事務局)

第4章 基本目標Ⅲ～Ⅴについて、資料1、当日配布資料1、4、5に基づいて説明。

(議長)

基本目標Ⅲ～Ⅴに関して、また、先ほどの基本目標Ⅰから全て含めて、皆様のご意見をいただきたい。

(委員)

・第4章 基本目標Ⅲについて

基本施策4 主な取組(2)災害時における避難体制整備の促進で、特別な配慮が必要な方が避難するために、福祉避難所が指定してあるようだが、知られていないのではないかと思う。例えば、地震時、大雨洪水時等でそれぞれ福祉避難所が指定してあるのか。また、そもそも特別な配慮が必要な高齢者というのはどういう方なのか。例えば要介護3以上とか、そのような決まりがあるのか、具体的に見えてこないと思う。それから、鶴岡市では総合防災訓練を秋に行っているが、その際に福祉避難所も訓練に加えてはいかがか。

(事務局)

高齢者の福祉避難所としては23ヶ所設定しており、市と施設で協定を締結している。訓練については、その施設ごとに訓練を行っているとは伺っているが、市の防災訓練と一緒に合わせて行うということは、今後検討をしていきたいと思う。

(事務局)

補足させていただく。福祉避難所は、災害が起きたとき、すぐに開設するというも

のではない。最初は、市の指定避難所に避難し、避難が一時的なものでなく、長時間にわたる場合において、夜間や数日間の避難が難しい重度の要介護の方や、障害をお持ちの方等の配慮が必要な方が対象になる。避難所に、市の職員や保健師が伺い、トリアージということで状態を見ながら、福祉避難所でなければ避難生活を続けることが難しいだろうという方を選び、協定を結んでいる福祉避難所の方で受け入れの調整を行い、そこに移っていただく形を想定している。

ただ中には、医療的ケア児といった、最初から通常の避難所での生活が困難だとわかっている方もいる。その方については、個別避難計画を事前に策定し、避難先を決めておくことになっている。

今回の能登半島沖地震では、鶴岡市で福祉避難所の協定を結んでから、初めて開設された。

(委員)

個別避難計画を作れば、福祉避難所へ直接避難ができるというように読める。特別な配慮が必要な高齢者が、一次避難所ではなく、直接福祉避難所に避難できていればよかったとならないようにできればいいと思う。

また、個別避難計画は誰が作るのか。

(事務局)

個別避難計画の対象として、災害時要支援者ということで、75歳以上の単身世帯の方、75歳以上のみの世帯の方、要介護認定3～5の方、精神障害者手帳の一級をお持ちの方、身体障害者手帳一、二級をお持ちの方、療育手帳Aの方を対象としている。実際、そのような方々は鶴岡市では概ね1万2000人ほどいるが、75歳以上の方の中には、元気でむしろ助ける側になりうる方も大勢いらっしゃるため、全員が支援の必要な方ということではない。実際この計画を作るにあたり、鶴岡市と町内会等が一緒になって作っている経過があり、今のところ完成しているのは400人ほどとなっている。

ただ、町内会等で地域にどういった方がいるか把握しきれてないという現状もあり、町内会と自治会の方からは、把握できず策定がなかなか進まないという意見も出ている。そこで、福祉専門職であるケアマネジャーなどから協力していただく取り組みを今年度から試行している。具体的には、ケアマネジャーが把握している方に計画の説明をしていただき、情報を町内会に提供することの了解をいただいた方に限り、その後町内会も関わって個別避難計画を策定する取り組みを、今年度モデル的に4町内会で進めている段階である。まだ完成に至っていない状況であるため、今後この取組に効果があるのかも含めて進めていきたい。

また、個別支援計画については、特に人工呼吸器をつけている方について、電源確保がとても問題となる。そのような方については、個別に市で医療関係の方から情報をいただいた際に、調整等を図りながら、策定を進めているという経過がある。

実践的な防災訓練を一緒に行ったらいいのではないかとのご提案については、今後必要だと捉えている。ご本人との調整が必要になること、防災訓練と一緒にできるのか、どのような形で実施すれば良いのかを含めて、防災担当の部署とも調整しながら、検討していきたい。

(委員)

どのような方が対象になるかわからないと、コミュニティセンター等が困ってしまう。どのような方がいたら、どこに避難するというように示していただきたい。

(事務局)

個別避難計画が作られている方は、現在 415 人程ではあるが、能登半島沖地震で避難したのは大体 2500 人弱であった。実際福祉避難所に移っていただいた方は、個別避難計画を持っておらず、この手続きは、計画がないといけないわけではない。

今回地震が起きて、最初は避難されている方の身体状態を確認するために、市の保健師が避難所の方へ行き、そこで避難されている方々の体調を見て、福祉避難所の方へつなぐということを行った。あらかじめそのようなことが計画的に作られている方々というのは、医療的ケア児等、病院にすぐにつながなければいけない方々を優先して作っている。そのため、保健師が体調を見ながら、地元の方々と話をし、指定された福祉避難所がすぐに対応可能かの調整が必要であり、自動的に避難する施設を決めてしまうと、受け入れの側の施設にも混乱が起こるので、調整をしながら対応しているのが実態である。実際の災害では、様々な混乱が起こるので、注意しながら対応する必要がある。まずは現場の町内会長、自治会長と連携を取りながらスムーズに避難ができるようにすること、その時の体調等によっても対象になるかは変わってくるため、計画がないから福祉避難所への避難ができないというわけではないこと等、誤解のないようお願いしたい。

(委員)

今回の地震で、避難したが寒くて食料がなく、津波警報が解除される前に自宅に帰ってしまったという方もいたと聞いている。もしそこに、特別な配慮が必要な方がいたら大変だっただろうと思うので、そうならないようによろしく願いたい。

(委員)

・第 4 章 基本目標Ⅳについて

計画がとても細かくなっており、評価目標は評価しやすいイメージがつく。

・第 4 章 基本目標Ⅲについて

基本施策 1 主な取組(4)移動・移送を支援する体制の整備について、具体的な案が立てにくいのかかもしれないが、評価目標に上がってきていない。今は車の運転ができるので良いが、今後車がなくても活動的な暮らしができるようにするために、どのように評価していくのか気になったのでお聞きしたい。

(事務局)

移動・移送については、大きな問題として捉えている。地域公共ネットワークというのは公的なところが大きく、また、企画部が担当しているので連携し、地域の困っているところを伝えていきながら、政策を進めていこうと考えている。また、②地域主体による移動・移送を支援する活動の促進では、そのような活動を検討している団体がある。よって、評価指数として考えられるものとしては、現時点ではそのような実施団体の団体数、実績などが挙げられると思うが、委員の方々が関心のある部分ということで、実績を確実にするために今後検討していきたい。

(委員)

鶴岡市では、ごみの分別のガイドブックがとてもわかりやすいが、同じような介護保険や高齢者福祉サービスの簡単なガイドブックはあるのか。地域ごとの相談場所や受けられるサービス等が、市民の方にもすぐ、一目瞭然にわかるような図式入りの物、冊子等であったり、インターネットで検索できるようなものがあったりすれば、とても見やすいのではないかと思う。酒田市ではあるようだ。

(事務局)

実際、ごみの分別のようなカラーの一枚のものではないが、市のホームページに、各種高齢者支援、介護保険サービスの冊子が掲載されており、長寿介護課の窓口でも渡している。ごみの分別のようにするかは、膨大な量の情報になるので、今後検討していきたい。

(議長)

できれば酒田版を参考にさせていただきたい。膨大な資料、情報はいらないと思う。簡単なチラシ等に、相談場所として、担当の地域包括支援センターや市役所の担当課等の情報のみを記載し、最初の入口を示すようなものを、年に1回市報に挟み込むというのはどうか。また、ごみの分別のようなポスターを2年に1回作って貼るといったような、誰でもすぐ、まずどこに連絡するかがわかるようなものを、一家に1枚ほしいというご要望だと思うので、ご検討いただきたい。

(委員)

- ・地域包括ケアシステムの高齢者版、認知症施策版の概念図について

計画書本体のどの辺りに差し込まれるのか。目的は、市民の方へ、支えられている関係機関等の理解を促すということか。

(事務局)

地域包括ケアシステムの高齢者版については、第3章 基本理念・基本目標の、1. 計画の基本理念及び基本目標に、「ずっとここで暮らしたい 支え合う地域共生社会の実現～地域包括ケアシステムの更なる充実～」と挙げているので、10ページのスペースに差し込む予定である。

認知症施策版については、基本目標Ⅳの、29ページの評価目標の下のスペースか、26ページからの間に差し込む予定である。

(事務局)

計画自体が、地域包括ケア計画を目指すということもあるので、本人を中心とした関係機関が連携しながら、概念図のように取り組んでいくことを知っていただきたいという趣旨である。

(委員)

研究している立場からすると、この図というのは、市民との接触面にある表層であって、一枚下の方に様々な段階の内部プロセスがあると思う。ICT、連携パス、入退院ルール、医師会ほたるのような連携拠点、庄内プロジェクト、市社協等が挙げられる。それらは、直接的にサービスするというよりは、おそらく仕組み系になっている。市民とのインターフェースがあって、その一枚上に業務プロセス、内部プロセスがあって、そのさらに下に行財政である市役所があり、その行財政の中にはまさにこの9期計画があり、その一番底に理念という層があると思う。

1枚だけ見ると、鶴岡市はこれしかないと思われてしまい、もったいないのではない心配だ。ただ、市民には情報が過多になっても困るが、役所、医師会を始めとする団体等の努力の上に、サービスが展開されているということを、市民に対して理解していただきたいという思いがある。

(事務局)

本当にねらいとすることは、おっしゃる通りのことである。今回基本理念として、「ずっとここで暮らしたい 支え合う地域共生社会の実現～地域包括ケアシステムの

さらなる充実～」という記載をしているが、そもそもこの地域包括ケアシステムを共有することと向き合ってきた。本人の目線で、本人を中心として、どのようなサービスでその人たちを支えているのかというところを、皆で共有するために様々な連携が実際に起きていると思う。例えば、高齢者版、認知症版、障害者版、医療的ケア児版、子育て版など、様々なレイヤー層の中で、どのような人が、どのような関わりの中で、誰が中心で、どのような支え合いの仕組みになっているのかということ、地域で共有し、行政や関連機関もイメージできるもので、皆で共有できるようにするために、改めて作成したものとなっている。

最後に、中心の「本人」と書いてあるところにサービス受けている方の名前が入り、本人が手に取り、地域で関わってくださる方々が出てくると、委員の方がおっしゃったインターフェースとしての、本人ではないところで、周りの方々が様々な協力をしながら支えていくような仕組みを共有できるようになる。

今回、基本目標の中に、包括ケアシステムを掲げているので、計画の中に図を入れることで、まずは市民の方にも、どのような仕組みかを見えるようにしていこうというような内容にしている。もちろんその奥底に、様々な繋がりもあれば、考え方もあるので、皆様ともその話をしながらより深めていきたい。これからもよろしくお願ひしたい。

(委員)

様々なところに地域包括支援センターの記載があり、いろいろ大変だと思う。地域包括支援センターは主に相談業務が多いが、特に高齢者の相談のため、介護申請の他に一番多いのがやはり認知症に係る様々な相談である。認知症一つ捉えても、本人の相談、家族、周囲の相談、医療の相談と様々な多岐に渡るため、認知症施策版の地域包括ケアシステムの概念図の通りになった鶴岡市であれば、本当にありがたいと思う。

(2) 第9期の所得段階ごとの介護保険料について（事務局より）

(事務局)

資料2、当日配布資料2、5、7に基づいて説明。

意見なし

(3) その他

(事務局)

本日、関係課ということで、福祉課長が出席している。前回の懇話会で、民生委員についてのご質問、ご意見をいただいたので、説明させていただきたい。

(事務局)

民生委員の業務について、前回ご意見いただいた部分について説明する。

民生委員業務については、民生委員法により、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うこととされている。具体的な活動は、法律等により規定されているものや、市や関係機関から依頼しているものがあり、これらが民生委員の共通の職務とされている。業務内容で大きく分けると、1.住民の生活状態の把握、2.訪問活動の実施、3.相談・連絡調整、4.市や関係機関の業務への協力、5.福祉サービスの利用援助、6.民生児童委員協議会等の会議、行事への参加がある。この他に学区や各町内会でも、民生委員に個別の役割をお願いしているものがあると思うが、こちらについては、地域でお願いしている内容は異なると伺っている。

近年の民生委員業務の負担軽減について、主な調整結果については、まず、教育委員会の就学援助世帯の申請における、民生委員の意見を必要とする対象範囲を限定し

たことが挙げられる。また、保育所の利用申請における、自営業者であることの民生委員の証明の廃止、無職の方が市営住宅入居申し込みをする際の証明の廃止、その他市関係課や関係団体の会議、行事について、可能なものを動員要請から参加案内に切り替えるといった見直しを進めてきた。近年では、定年延長などで就労を続ける年齢が上がっており、候補者探しもさらに難しくなっている。現在の鶴岡市の民生委員のうち、約半数近い方が就労しながら、民生委員を務めていただいている状況を踏まえ、今後は働いている方でも、民生委員をより引き受けやすくなるように、企業等へ民生委員活動へのご理解を求める周知なども含め、検討していきたいと考えている。ご理解よろしくお願ひしたい。

次に、単身高齢者の見守り訪問について説明する。こちらは、市の実施要綱に基づいて、週1回の訪問を行うことを基本としており、民生委員1人当たりの訪問世帯数としては、0件の方が全体の14%、1件～9件の方が72%、10件以上の方が14%となっている。県内他自治体の状況については、訪問頻度にルールを設けていなく、訪問ペースは各委員の判断により、概ね月1回ぐらいというところが多くなっている。昨年12月の、町内会連合会の役員の方々、民生児童委員協議会連合会の三役、1～6学区の民協会長による情報交換会で、民生委員の皆様から、見守りは民生委員活動の基本であり、やりがいのある活動であること、住民の孤独死をできるだけ防ぐためにも、週1回程度の訪問が必要だと思ふといった意見が出された。一方で、見守りは重要だが、件数が多ければ負担になるので、民生委員と住民で分担して見守りを行うなど、住民の協力に関する意見もあった。また、県内の新任民生委員研修会でのアンケートによると、他の自治体の新任委員は、単身高齢者等へ訪問するハードルが高いという感想が多いが、鶴岡市では、日常的に訪問をしているので、比較的敷居の高さを感じずに、活動を進められているという意見もあり、訪問活動の継続が活動しやすさに繋がるといったメリットもある。市としては、高齢者が地域で安心して生活することができるように、見守り活動は重要と考えている。民生児童委員協議会連合会の役員からも、現状のペースでの見守りが必要でないかのご意見があることから、今後も現状の単身高齢者の見守り訪問活動の継続が必要と考えている。

なお、民生児童委員の業務全体の負担軽減については、町内会や民生委員のご意見も伺いながら、引き続き軽減の取り組みを行っていききたいと考えている。

(委員)

先日の会議で、いわゆる見守り訪問について、他市町の実態はどうかとお聞きしたが、いかがか。

(事務局)

鶴岡市以外では、見守り訪問ということで、高齢者宅を定期的に訪問しているという例はない。

(事務局)

補足させていただく。鶴岡市の場合は、ヤクルトを持参して民生委員が高齢者宅を訪問しているが、そのようなやり方でやっている自治体はない。また、訪問回数について、県内13市に調査をしたところ、市側で具体的な回数を定めているところはなく、委員自身の判断に任せているところがほとんどという結果であった。

(委員)

訪問の回数は、委員それぞれの判断で良いということか。

(事務局)

他市では、具体的な回数の取り決めはないが、鶴岡市では、定期的に週1回訪問しているという活動があることで、訪問に抵抗がなく活動できているというようなメリットもあるので、市としてはできればそのように活動を続けていきたいと思う。民生委員協議会の役員の皆様からも、最近話題になっている高齢者の孤独死等を防ぐという意味でも、今の活動は続けていきたいというようなご意見もある。なお、他の業務での負担軽減には努めて、今の活動を続けていきたいと考えている。

(委員)

市としては週1回見守り訪問してくださいということか。

(事務局)

補足させていただく。実施要綱の中で、方法を定めている。原則という書き方だが、週1回としており、この回数については、実際見守りをしてくださる民生委員の方々と話をして決めてきたという状況である。ただ、原則週1回というのは、見守りの必要な方へのお願いとなっているため、実際に見守りのないエリア、訪問されていない民生委員の方の割合もそれなりにあるという状況にある。先日役員会の中で、実際の状況について相談をさせていただいた時も、特にこの夏は非常に暑く、週1回以上は気になる高齢者宅に訪問し、その中で実際に具合の悪い方を見つけて、病院に行ったという話もあった。民生委員活動の一つの柱ということで、地域の見守りが重要なので、回数としてはそのままいいのではないかとということであったため、市としてもそのような形でご協力をお願いしたいと思っている。

ただ、民生委員だけが、大変だということについては、他のやり方も検討している。他の地域では、民生委員をサポートする役割を作って進めている自治体もあるので、そういった方法も併せて検討し、民生委員の負担を軽減することで、担い手の発掘にも繋がるよう進めていく。

(委員)

訪問回数については、その対象となる方の状況によって変えることも可能ということのようなので、地域の方で、週1回にこだわらず相談していきたい。

(委員)

もう1つお願いがある。交代する人員について、代替りの民生委員をすぐに見つけられるような体制をお願いしたい。民生委員は大変だというイメージになってしまっているのが現状だが、町内会で民生委員が不在とならないように、企業へのPRをお願いしたい。企業から新しい方がどんどん来ないと民生児童委員協議会も全然活性化しないので、人材育成をお願いしたい。

(事務局)

民生委員は大変だというようなネガティブな印象が先にあるので、非常にお願いする側も大変だという話をされることがある。そこを、とてもやりがいがあることや、地域のためになっているというようなプラスの話も共有してもらうことが大事だが、訪問が大変だというような話から入ってしまうと、敬遠されてしまう。

今回の計画に、担い手の「育成」だけでなく、「確保」という言葉を記載させていただいている。地域を支える担い手として大変な役だと思うが、民生委員の方々がいきいきと活動することで得られたことなどを紹介させていただき、市としても様々な手を尽くしながら、PR活動等のなり手を探しやすくなるような手だても、一緒に行っていきたいと考えている。ご協力をお願いしたい。

4. その他 (事務局)

本日のいただいたご意見などを加味しながら、最終版の図なども入れ込んだ形のもの、広く市民の方からもご覧いただきご意見をいただくということで、2月15日から3月6日まで、3週間のパブリックコメントを予定している。委員の皆様の関係者の方、お知り合いの方などにも内容をお伝えいただき、ぜひ広いご意見を頂戴できればと思う。最終パブリックコメントでいただいたご意見等についても、取りまとめたものをホームページにて公表を予定している。委員の方には、3月末～4月上旬に郵送する。

計画は作って終わりではなく、これから施策に取り組んでいくことになる。今後も皆様からご意見を頂戴したいので、引き続きよろしく願います。追加でご意見等あれば、郵送していただきたい。

5. 閉会

【追加意見】

【委員】

「相談支援体制の整備」について、最初にどこに相談したらよいか明瞭に示されていると、住民は安心すると思う。

イメージとしては、①住民が「総合相談窓口」に相談→②各種専門分野へ繋ぐ

住民の中には地域包括支援センターもわからない方がいるので、まずは気軽に相談できる窓口（できれば地域ごと）が住民にわかるようにケアシステムの中などに表示できればよいと思う。

【委員】

以前から旧市内と庁舎エリアのサービス提供事業所の質、量ともに格差があること、市内のサービス提供事業所を希望しても送迎の距離や移動時間がかかることで断られる現状をお伝えしている。第1回懇話会で、事務局から「実情、実態をつかんで検討することは必要であり、検討してまいりたい」と返答があったが、計画案では読み取れず、今後実態把握を行う予定はあるか。

【委員】

基本目標Ⅰにおける評価目標について、

- ・地域ケア会議を通じて地域課題の解決に係る取組が行われた数について、令和5年度はなぜ行われなかったのか。
- ・地域ケア個別会議開催回数55回とあるが、どんな成果があり、令和6年では増やしてもいいと考えているか。

基本目標Ⅱにおける評価目標について、

- ・シルバー人材会員数の推計が横ばいになっているが、増えないのはなぜか。